

# 予 算 要 求 資 料

令和4年度9月補正予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名【新】生活困窮者食料・生活必需品支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内2647)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 43,028 千円 (現計予算額： 0 千円)

### <財源内訳>

| 区 分        | 事業費    | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|------------|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|            |        | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 現 計<br>予算額 | 0      | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |
| 補 正<br>要求額 | 43,028 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 43,028     |
| 決定額        | 43,028 | 43,028     | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

物価高騰等により生活に困窮している方や生活福祉資金特例貸付を受け終わった方々に対するフォローアップ支援が必要である。そのため、食料品や生活必需品を支給することにより、生活困窮者自立相談支援窓口相談にみえた方、生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の支給が決定した方、生活福祉資金特例貸付を受け終わり、なお生活に困窮されている方等を支援する。

### (2) 事業内容

次の方々に食料品や生活必需品を支給するとともに、生活困窮者支援団体へ岐阜県社会福祉協議会が食料品等を支援する場合の費用を助成する。

- ・生活福祉資金特例貸付を借り終わり生活に困窮している方
- ・生活困窮者自立相談支援窓口相談にみえた方
- ・一般就労が困難な方で、就労準備支援事業の活用が必要な方
- ・生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の給付決定者
- ・フードバンク団体等の支援予定者

(3) 県負担・補助率の考え方

国10/10

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額     | 事業内容の詳細        |
|------|--------|----------------|
| 補助金  | 43,028 | 岐阜県社会福祉協議会への補助 |
| 合計   | 43,028 |                |

**決定額の考え方**

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

長野県、山形県、島根県などが類似事業を実施

(2) 後年度の財政負担

今後については未定

(3) 事業主体及びその妥当性

事業主体：岐阜県社会福祉協議会

妥当性：岐阜県社会福祉協議会は生活福祉資金特例貸付を実施している機関であり、また県が委託している生活困窮者自立相談支援機関であることから妥当である。

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

|           |   |
|-----------|---|
| 補助事業名     | 生活困窮者食料・生活必需品支援事業費補助金   |
| 補助事業者(団体) | 岐阜県社会福祉協議会<br>(理由) 岐阜県社会福祉協議会は生活に困窮されている方に生活福祉資金の貸付を行い、また県が委託している生活困窮者自立相談支援機関として生活困窮者の方に支援を行っている機関である。 |
| 補助事業の概要   | (目的) 生活に困窮されている方の生活を支援<br>(内容) 生活に困窮されている方やその支援団体に、食料品や生活必需品を支給する県社会福祉協議会に対し、食料品などの購入費を助成               |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・ <u>その他</u> (例: 人件費相当額)<br>(内容) 食料・生活必需品購入費相当額<br>(理由) 食料・生活必需品の購入実績分を補助するものであるため。                |
| 補助効果      | 物価高騰に直面する生活困窮者の方々の生活を支援できる。   |
| 終期の設定     | 令和4年度<br>(理由) 令和4年度以降は未定  |

(事業目標)

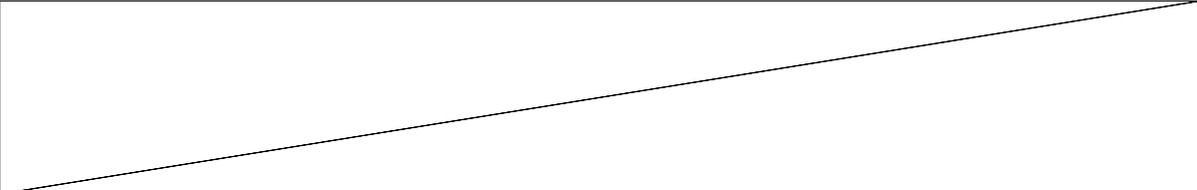
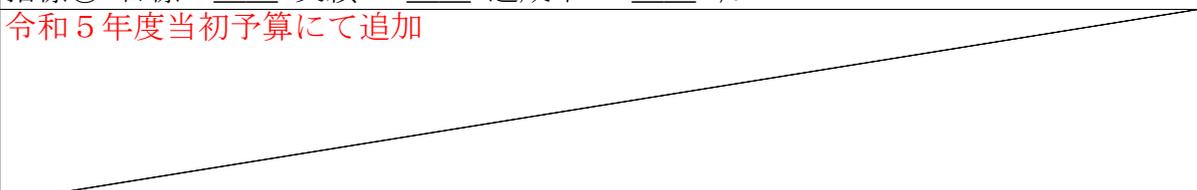
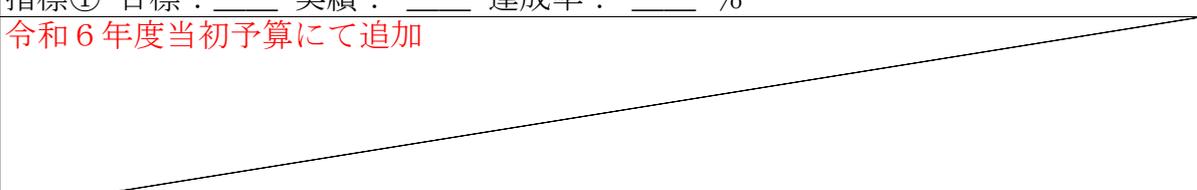
|   |
|---|
| <p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>生活困窮者の方々に食料等支援を行うことで危機的状況を回避するとともに、これをきっかけに自立相談支援機関による継続的支援を行い、自立した生活を促す。</p> |
|---|

(目標の達成度を示す指標と実績)

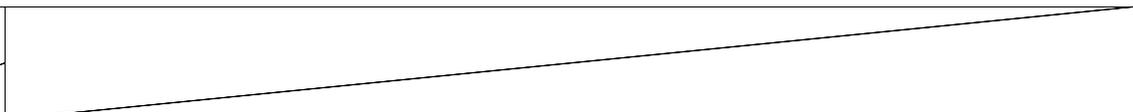
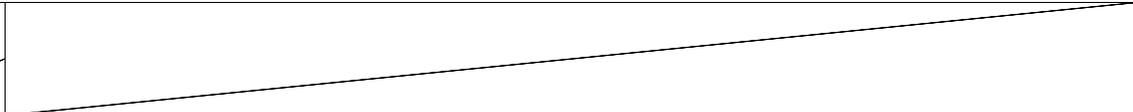
| 指標名 | 事業開始前(R) | R2年度実績 | R3年度目標 | R4年度目標 | 終期目標(R4) | 達成率 |
|-----|----------|--------|--------|--------|----------|-----|
| ①   |          |        |        |        |          |     |
| ②   |          |        |        |        |          |     |

|                     |       |      |      |
|---------------------|-------|------|------|
| 補助金交付実績<br>(単位: 千円) | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|                     | —     | —    | —    |

(これまでの取組内容と成果)

|               |  |
|---------------|--|
| 令和<br>2<br>年度 |  |
|               | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %   |
| 令和<br>3<br>年度 |  |
|               | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %   |
|               | 令和5年度当初予算にて追加  |
| 令和<br>4<br>年度 |  |
|               | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %   |
|               | 令和6年度当初予算にて追加  |

(事業の評価)

|   |  |
|---|--|
| <p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)<br/>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>   |  |
| (評価)<br>3   | 物価高騰等により生活に困窮されている方や生活福祉資金特例貸付を借り終わった方々に対するフォローアップ支援が必要である。                          |
| <p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)<br/>3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)<br/>2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成)<br/>1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%)<br/>0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p> |  |
| (評価)  |  |
| <p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)<br/>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>   |  |
| (評価)  |  |

(今後の課題)

|  |
|--|
| <p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項<br/>コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者を支援するため、食料・生活必需品支援を行う県社会福祉協議会を支援する必要がある。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

|   |
|---|
| <p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか<br/>生活に困窮されている方には自立相談支援機関において継続的な支援を行っていく必要がある。</p> |
|---|